

公立大学法人東北公益文科大学における公的研究費の運営・管理に関する規程

令和8年4月1日規程第86号

(趣旨)

第1条 この規程は、本学における公的研究費の適正な運営・管理について、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定（令和3年2月1日改正））、東北公益文科大学における研究活動の不正防止に関する基本方針（令和8年4月1日制定）及び東北公益文科大学における研究費の使用・管理に関する行動規範（令和8年4月1日改正）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 国、地方公共団体又はその外郭団体等から交付される特定の課題研究及び特定の事業を目的として交付される研究費及び委託金
- (2) 職員等 本学の教員（特任教員を含む。）、一般職員（非常勤職員を含む。）及び公的研究費により雇用され又は研究に携わる者（大学院生を含む。）
- (3) 研究者 職員等のうち公的研究費の配分を受ける者（当該研究を複数の者で行う場合は、その代表者及びその研究分担者）又は本学以外の研究機関の研究代表者から公的研究費の研究協力配分金を受けた研究分担者及び連携研究者

(職員等の責務)

第3条 職員等は、研究が公益性・公共性を有する知的生産活動であることを認識し、公的研究費の運営・管理に関しての説明責任を有することを踏まえて、本規程及び各公的研究費の運営・管理に当たり定められているルール（以下「本規程等」という。）を遵守しなければならない。

- 2 研究者は、公的研究費を研究目的等に直接関係する研究活動に使用するものとし、公的研究費の使用状況を常に把握するとともに、研究費の使途についての説明責任を負うものとする。

(研究費の機関管理)

第4条 公的研究費の管理は、本学が管理するものとし、研究者個人で管理してはならない。

(管理責任体制)

第5条 公的研究費を適正に管理するため、本学に公的研究費管理最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）、公的研究費管理統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）及びコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の管理について最終責任を負うものとし、学長をもって当てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各学部長及び研究科長の中から学長が指名する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、公的研究費の管理につ

いて責任と権限を持つものとし、研究活動推進委員会の委員長をもって当てる。

5 コンプライアンス推進責任者は、前条の事項を実施するに当たり、公的研究費の管理について日常的に管理監督を行うコンプライアンス推進副責任者を一般職員の中から指名することができる。

6 監事は、公的研究費の管理についても重要な監査対象として監査を行う。

7 最高管理責任者は、自らの職名に加え、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の職名を公表するものとする。

(最高管理責任者の責務)

第6条 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任をもって公的研究費の管理に当たることができるために必要な環境や体制の構築を図るよう努めるとともに、啓発活動を定期的に行い、職員等の意識の向上及び浸透を図る。

2 最高管理責任者は、必要に応じ公的研究費の管理に関することについて理事長に報告するものとする。

(統括管理責任者の責務)

第7条 統括管理責任者は、この規程に基づき、本学全体の具体的な不正防止対策を策定し、それを実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。

(コンプライアンス推進責任者の責務)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次に定める事項を行う。

(1) 公的研究費の不正防止対策を企画し、実施し、及び実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 公的研究費の不正防止を図るため職員等に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を統括管理責任者に報告する。

(3) 職員等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事の責務)

第9条 監事は、本学の業務全体の観点から、不正防止対策の整備・運用状況について確認し、確認した結果を経営審議会、教育研究審議会又は理事会に報告し、意見を述べるものとする。

(不正防止計画の策定)

第10条 統括管理責任者は、不正防止計画（以下「防止計画」という。）の策定に当たっては、研究活動において不正を発生させる要因を把握し、それに対応する具体的な対策を反映させ、実効性のある内容にするものとする。

2 防止計画は、不正を発生させる要因の把握により不断に見直しを行うものとする。

(コンプライアンス教育)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員等に対し、不正使用を防止するため、毎年度コンプライアンスに関する研修を実施するものとする。

2 前項の研修に当たっては、コンプライアンス教育の徹底を図るため、受講者に理解度を測る方策を取ることとする。

(不正防止推進組織)

第 12 条 前 2 条の業務の推進は、研究活動推進委員会が担当する。

(誓約文書の提出)

第 13 条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員等は、次条に掲げる規程等を遵守し、不正使用を行わない旨及び不正を行った際は本学の規程に基づいた処分を受け法的責任を負う旨を明記した誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

2 誓約書は、研究者にあっては遅くとも当該公的研究費の使用開始前までに提出しなければならない。

3 誓約書は、当該研究期間終了後 5 年間保管するものとする。

(適正な執行管理)

第 14 条 公的研究費の使途及び購入等の契約、旅費の支給、謝金の支払い等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費の交付の際に定められているもののほか、本学における次に掲げる規程等及び国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）により取扱うものとする。

(1) 公立大学法人東北公益文科大学職員旅費規程（令和 8 年規程第 42 号）

(2) 公的研究費の経理等に関する取扱要綱（平成 27 年 3 月 27 日制定）

(3) 研究費支出要項

(適正な事務処理の確保)

第 15 条 公的研究費の申請並びに研究内容及び経費配分の変更、報告、通知等の手続に関する事務は、研究支援室で行う。

2 公的研究費の管理及び経理に関する事務は、研究支援室及び総務課で行う。

3 経理に関する事務を行う職員等は、効率的かつ適正な公的研究費の経理を行うとともに、研究者に対して公的研究費の適正な使用について必要な助言を行うものとする。

(執行状況の確認等)

第 16 条 コンプライアンス推進責任者は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者に対し当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者は、執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、繰越制度の活用、資金交付機関への返還等を含めた改善策を研究者に提示するものとする。

(検収の実施)

第 17 条 研究支援室は、物品の購入、修繕、印刷・製本、役務の提供等の契約に伴う検収を定期的に行うものとする。

(相談窓口の設置)

第 18 条 公的研究費の申請、経理等の事務手続に関する相談窓口を研究支援室に設置するものとする。

(監査)

第 19 条 公的研究費の適正な管理を図るため、定期的に監査を実施するものとする。

2 前項の監査について必要な事項、監査マニュアル等に関しては、別に定める。

3 最高管理責任者は、監査の結果、改善等が必要であると認められた事項について、速やかに有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。

(不正に係る報告)

第 20 条 公的研究費の運営・管理に関わる職員等は、公的研究費の運営・管理において不正が発覚又は疑いが生じた場合、直ちにコンプライアンス推進責任者に報告しなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者は、前項の報告を受けた場合、遅滞なく統括管理責任者及び最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正通報処理体制)

第 21 条 前条の報告及び外部からの通報、告発等に対しては、公立大学法人東北公益文科大学公益通報者保護規程（令和 8 年規程第■号。以下「公益通報者保護規程」という。）に基づき対応するものとする。

2 公益通報者保護規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る調査等については、別に定める。

(不正に対する措置)

第 22 条 調査の結果、不正が明らかになった場合は、公益通報者保護規程第 14 条に基づき、当該不正に関与した職員等に対し懲戒処分を行うとともに、管理責任の役割が十分果たされず、結果的に不正を招いたと認められた場合は、当該管理責任者に対しても懲戒処分を行うことができる。

(不正による公的研究費の返還)

第 23 条 公的研究費の不正な使用及び管理により公的研究費を返還する必要がある場合は、当該職員等がその返還金全額を負担することを原則とする。

(業者への対応)

第 24 条 統括管理責任者は、この規程を含む本学における公的研究費の取扱いを広く周知するとともに、取引に当たっては本学の定める基準に該当する業者に対して、次に掲げる事項を含む誓約書の提出を求めるものとする。

(1) 本学の規程等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 本学が実施する監査や調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。

(3) 不正の事実が認められた場合は、取引停止を含む処分が講じられても異議がないこと。

(4) 本学の職員等から不正な行為の依頼等があった場合は、本学に相談又は通報をすること。

2 公的研究費の不正使用等に関与した業者に対する措置等については、別に定める。

(規程の準用)

第 25 条 この規程は、本学から教員に支給される研究費及び民間企業等から交付される研究

費の運営・管理について準用する。

(委任)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

誓 約 書

公立大学法人東北公益文科大学 理事長 殿

公立大学法人東北公益文科大学 学長 殿

私は、本学における全ての研究活動に際して、本学の定める以下の規程・要綱等に従い、不正行為に関与しないことを誓約します。

なお、以下の規程、要綱等に違反し、不正行為に関与した場合は、本学あるいは研究費の配分機関の処分に従うこととし、法的責任を全うします。

- ・ 東北公益文科大学における研究行動規範（平成 27 年 9 月 2 日制定）
- ・ 東北公益文科大学における研究費の使用・管理に関する行動規範（平成 27 年 3 月 25 日制定）
- ・ 東北公益文科大学における公的研究費の運営・管理に関する規程（平成 27 年 3 月 25 日制定）
- ・ 東北公益文科大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程（平成 27 年 9 月 2 日制定）
- ・ 公的研究費の経理等に関する取扱要綱（平成 27 年 3 月 27 日制定）
- ・ 研究費支出要項

日付： 年 月 日

職位： _____

氏名： _____（自署）

誓 約 書

公立大学法人東北公益文科大学 理事長 殿

公立大学法人東北公益文科大学 学長 殿

私は、本学における全ての研究活動に際して、本学の定める以下の規程、要綱等に従い、不正行為に関与しないことを誓約します。

なお、以下の規程、要綱等に違反し、不正行為に関与した場合は、本学あるいは研究費の配分機関の処分に従うこととし、法的責任を全うします。

- ・ 東北公益文科大学における研究費の使用・管理に関する行動規範
（平成 27 年 3 月 25 日制定）
- ・ 東北公益文科大学における公的研究費の運営・管理に関する規程
（平成 27 年 3 月 25 日制定）
- ・ 公的研究費の経理等に関する取扱要綱（平成 27 年 3 月 27 日制定）
- ・ 研究費支出要項

日付： 年 月 日

職位： _____

氏名： _____（自署）

誓 約 書

公立大学法人東北公益文科大学 理事長 殿

公立大学法人東北公益文科大学 学長 殿

当社（当法人）は、公立大学法人東北公益文科大学との取引に当たり、公立大学法人東北公益文科大学が定めた「東北公益文科大学における研究費の使用・管理に関する行動規範」及び「東北公益文科大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」を理解し、以下のことを誓約します。

- いかなる不正取引、不適切な契約を行いません。
- 貴法人が公的研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿等の閲覧、提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力します。
- 貴法人の職員から不正な行為の依頼等があった場合は、貴法人に通知します。
- 当社（当法人）に、貴法人の関係諸規程に反する行為が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

日付： 年 月 日

（所在地）

（社名）

印

（代表者役職・氏名）

印